

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」に対する通知について

令和5年2月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の8第1項ただし書の規定に基づき、令和4年5月10日付けで届出のあった「(仮称) 平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、電気事業法施行規則第61条の8第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和5年2月3日から令和5年4月4日まで

2. 期間を延長する理由

本準備書について、環境影響評価法第15条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第20条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の8第1項に定める勧告の期限を超えることになり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

(参考) 環境影響評価準備書に係る手続

環境影響評価準備書受理	令和4年 5月10日
住民意見の概要等受理	令和4年10月14日
都道府県知事の意見期限	令和5年 2月11日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和5年 4月 4日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話：03-3501-1742（直通）